

第3版のためのはしがき

本書は、2020（令和2）年12月に刊行された旧版に加筆修正を行った改訂版である。特に、現行刑法の姿を一新させた重要な法改正に対応して内容を書き加え、または書き改め（たとえば、拘禁刑の創設に関する9頁以下、性犯罪処罰規定に関する115頁以下、侮辱罪に関する197頁以下、逃走罪に関する623頁以下などを参照していただきたい）、その際には、教科書・学習書としての枠を踏みこえないように留意しつつも、重要な事柄と思われれば、詳しい説明を与えるように努めた。法改正ばかりでなく、旧版刊行後に現れた重要な判例・裁判例についての説明を随所に織り込み、また、とりわけこれまでの説明が不適切・不十分と思われた数多くの箇所について、それらを改善するよう努力した。分量の圧縮に心がけたが、それでも全体として30頁だけ分量が増加した。ただ、それにより、本書の内容を最新のものにするとともに、その全体を質的に相当に改善することもできたと考えている。心残りといえば、特に若い世代の研究者の優れた単行書や研究論文を広く参酌してこれに言及することがほとんどできなかったところにある。著者の能力の限界という以外にはなく、許されるなら将来の課題とさせていただきたい。

本書のねらいとするところは、これまでといささかも変わらない。この本は、法学部や法科大学院で刑法を学ぶ学生のための刑法各論の教科書である。刑法各論は、数多く存在する個別の犯罪を定める刑罰法規を対象とし、それぞれに対し一定の順番で説明を加えていくものであるが、情報をただ列挙・羅列した（その意味で退屈な）本にならないように留意し、読者の知的好奇心を喚起するであろう tips（豆知識）や時事的話題なども多数挿入し、この本を熟読すれば、刑法各論が（ひいては法学の全体が）真に・立体的に理解できるようになる本とすべく力を尽くしたつもりである。それぞれの犯罪類型の説明にあたっては、まず、その犯罪を処罰しなければならない理由（処罰根拠と保護法益）およびその犯罪を刑法により禁圧することの果たす社会的機能から出発し、学説における解釈論上の議論の概要を紹介し、ときに立法論や外国法制にも言及しつつ、

しかしその主眼は、著者の見解（そのようなものはどうでもよい）を明らかにすることにではなく、日本の裁判実務において刑罰法規がどのように解釈され、また適用されているかを明らかにすること、すなわち、一研究者の目から見た現行刑法の現実の姿を明らかにすることに置いた。

刑法学の学修のためには、最低限の知識を頭に入れることは不可欠であるが、刑法学の議論がわかるようになる（そして、自分もその議論に加わることができるようになる）ことこそが本質的に重要である。私が目ざしたものは、読者が本書を最初の頁から最後の頁まで（行きつ戻りつしながら）読み進め、個々の問題をいろいろな角度から、また問題のいろいろな側面に至るまで（頭をフル回転させながら）考え抜く訓練をすることにより、自ずと刑法が本当にわかるようになる、いかえれば、刑法に携わる法律家として必要な学識と法的思考力（そしてそれ以前におよそ専門書の読み方）を自然と身に付けることができる、そういう本を読者に提供することであった。この本は、目の前の試験にぎりぎりパスするための最低限の知識を与えようとするものではない（そのような本はこの世に山ほど存在している）。私は、本書を通じて、読者が一生涯にわたり法律家として立派な仕事をしていくための基盤の形成に役立ちたい。喩えれば、本書は（誰だってときには訪れたくなし、現に訪れる）ファーストフード店ではなく、親元を離れてひとり住まいをする学生に基本的には毎日通ってほしい（料理の腕前はいまひとつで、ときに勘違いもするが、学生の身体と健康のことを第一に考えている、ハートだけは熱いオヤジがいる）定食屋のような存在でありたい。

本書は、まったくの初学者がいきなり読むには少し難しすぎるかもしれない。しかし、刑法総論の教科書を一回すでに読み終えたか、少なくとも入門書等で刑法総論の骨格が頭に入っている読者であれば、時間と忍耐力さえある限り、読み進めることは十分に可能だと思う。本文 680 頁の大部な本ではあるが、実は、基礎的なことを（他の教科書には類例を見ないほど）相当に詳細に書き込み、高い学術的レベルを維持することに努めながらも、個々の論点に関する説明をより丁寧なものとしたために、この分量となった。だから、本の分厚さに恐れをなす必要はまったくない。なお、本書は『講義刑法学・総論〔第2版〕』と対をなすものであるため、その関連箇所を頻繁にリファーしているが、私の総論を読んでいなければ本書に書かれていることが理解できないということはない

いはずである。

刑法各論を学ぶとき、まずはそれぞれの犯罪類型の基本的イメージを頭に焼き付けることが大事である。そこで、本書では、判例に現れた事例を含む具体例を数多く用いて、個別の犯罪の具体的イメージの把握が可能となるように努めた。また、記述にメリハリを付けて、各論を学ぶ上で重要性が大きいと考えられる犯罪類型に多くの頁を割き、そうでもないと思われる犯罪類型については説明をかなり省略している。独自色を出すことは自制し、ほとんどの論点において判例および裁判実務の考え方にしたがっており、あえて異を唱えたところは、それにより判例の立場の基礎にある考え方が明確になり、読者にとりより理解しやすくなると思われる箇所だけであるといつてよい。なお、情報の列挙・羅列になりかねない箇所においては、本文をスムーズに読めるようにするため、かなり重要な論点であっても本文でなく、脚注で説明しているところがある。通読にあたっては、脚注にも目を通してほしいと思う。

今回の改訂作業にあたって、有斐閣法律編集局学習書編集部の藤本依子氏と荻野純茄氏のお二人が筆者を完璧にサポートして下さった。年齢を重ねるにつれて仕事が増加し、文字通り「貧乏暇なし」の著者（ここでいう「貧乏」はお金ばかりでなく、とりわけその能力に関わる）の作業がなかなかかどらないために、お二人には殊の外、無理難題を押しつけることになったのではないかと心配している。この場を借りて、ただただ感謝を、そして何よりお詫びを申し上げたい。

2023（令和5）年11月

井田 良

著者紹介

井田 良 (いだ まこと)

1956 (昭和 31) 年 東京に生まれる

現在 中央大学大学院法務研究科教授

〔最近の主要著作〕

『新基本法コンメンタール・刑法〔第2版〕』(共編著, 日本評論社, 2017年)

『講義刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣, 2018年)

『入門刑法学・総論〔第2版〕』, 『同・各論〔第2版〕』(有斐閣, 2018年)

Autonomie am Lebensende – Kultur und Recht (共編著, Dike Verlag, 2018年)

Menschenrechtsschutz und Zusammenarbeit im Strafrecht als globale Herausforderung (共編著, C. F. Müller, 2018年)

『ケーススタディ刑法〔第5版〕』(共著, 日本評論社, 2019年)

『法を学ぶ人のための文章作法〔第2版〕』(共著, 有斐閣, 2019年)

『刑法事例演習教材〔第3版〕』(共著, 有斐閣, 2020年)

『基礎から学ぶ刑事法〔第6版補訂版〕』(有斐閣, 2022年)

Strafrechtswissenschaft als Ordnungsfaktor. Texte zur Strafrechtswissenschaft und Strafrechtstheorie aus Japan (共編著, Mohr Siebeck, 2022年)

『死刑制度と刑罰理論』(岩波書店, 2022年〔ドイツ語訳, Carl Heymanns Verlag, 近刊])

目 次

序 刑法各論とは Ⅰ

第1編 個人的法益に対する罪 ————— Ⅱ

第1章 個人的法益に対する罪・総説 12

第1部 人格的法益に対する罪

第2章 刑法による生命の保護 23

第3章 刑法による身体の保護 47

第4章 生命・身体に対する危険犯 90

第5章 身体的内密領域に対する罪 115

第6章 自由に対する罪 152

第7章 個人の私的領域を侵す罪 176

第8章 社会的活動の主体としての人の保護 196

第2部 財産に対する罪

第9章 財産犯総論 224

第10章 窃盗罪と不動産侵奪罪 253

第11章 強盗罪 271

第12章 詐欺罪と恐喝罪 307

第13章 横領罪と背任罪 353

第14章 盗品等に関する罪 389

第15章 毀棄・隠匿の罪 405

第2編 社会的法益に対する罪 ————— 419

第16章 社会的法益に対する罪・総説 420

第1部 公共の安全に対する罪

第17章 騒乱の罪 424

第 18 章	放火の罪およびその周辺の罪	432
第 19 章	往来を妨害する罪	461
第 2 部 公共の信用に対する罪		
第 20 章	偽造の罪・総説	470
第 21 章	通貨偽造の罪	473
第 22 章	文書偽造の罪	488
第 23 章	有価証券偽造の罪	528
第 24 章	支払用カード電磁的記録に関する罪	537
第 25 章	印章偽造の罪	543
第 26 章	不正指令電磁的記録に関する罪	549
第 3 部 風俗に対する罪（風俗犯）		
第 27 章	風俗犯・総説	554
第 28 章	わいせつの罪	558
第 29 章	賭博罪および富くじ罪	573
第 30 章	礼拝所および墳墓に関する罪	580
第 3 編 国家的法益に対する罪 ————— 589		
第 31 章	国家的法益に対する罪・総説	590
第 1 部 国家の存立に対する罪		
第 32 章	内乱に関する罪	592
第 33 章	外患に関する罪	597
第 34 章	国交に関する罪	599
第 2 部 国家の作用に対する罪		
第 35 章	公務の執行を妨害する罪	603
第 36 章	逃走の罪	622
第 37 章	犯人蔵匿および証拠隠滅の罪	628
第 38 章	偽証の罪	643
第 39 章	虚偽告訴の罪	649
第 40 章	職権濫用の罪	654
第 41 章	賄賂の罪	662

細目次

第3版のためのはしがき

序 刑法各論とは	1
1 意義と対象	2
2 方法と体系	4
3 拘禁刑の創設——2022（令和4）年刑法一部改正	9

■第1編 個人的法益に対する罪■

第1章 個人的法益に対する罪・総説	12
1 概観	12
2 刑法的保護の対象としての「人」	13
(1) 自然人と法人	13
(2) 人（自然人）の始期	14
(a) 出産との関連性	14
(b) 一部露出説と全部露出説	15
(c) 一部露出説の問題点	16
(d) 出産開始説	17
(3) 人（自然人）の終期	18
(a) 三徴候説	18
(b) 脳死説	19
(c) 臓器移植との関係	20

第1部 人格的法益に対する罪

第2章 刑法による生命の保護	23
1 総説	23
2 殺人罪（普通殺人罪）	25

(1) 概要, 構成要件	25
(2) 未遂	28
(3) 罪数, 他罪との関係	28
3 殺人予備罪	29
4 自殺関与罪・同意殺人罪	30
(1) 総説, 構成要件	30
(a) 自殺関与罪と同意殺人罪——処罰の理由	30
(b) 4つの構成要件	32
(2) 自殺関与と同意殺人の区別	33
(3) 普通殺人罪との区別	35
(a) 同意の有効性と殺人の実行行為性	35
(b) 欺罔に基づいて得られた同意の有効性	36
(c) 同意の存否に関する錯誤	39
(d) 殺すことの依頼を傷害の依頼と誤信した場合	41
(4) 違法性阻却事由	42
(5) 未遂	42
5 過失致死傷罪	43

第3章 刑法による身体の保護 47

1 総説	47
2 傷害罪	48
(1) 傷害の概念	48
(2) 昏酔と傷害	52
(3) 精神的機能の障害	52
(4) 新型コロナウイルス (COVID-19) と傷害罪	55
3 暴行罪	57
(1) 暴行の意義	57
(2) 傷害罪と暴行罪の関係	59
(a) 基本法規と補充法規	59
(b) 暴行罪の結果的加重犯としての傷害罪	60
(c) 暴行と傷害の区別の重要性	61
(3) 化学的・病理学的・薬理学的作用を用いた傷害	63

(4) 暴行罪の罪数	65
4 傷害致死罪	65
5 暴行罪・傷害罪の違法性	66
6 現場助勢罪	68
7 同時傷害の特例	69
(1) 趣旨	69
(2) 適用範囲	70
(3) 要件	71
8 凶器準備集合罪・同結集罪	74
(1) 総説	74
(2) 構成要件	76
(a) 2つの構成要件	76
(b) 凶器	76
(c) 共同加害目的	77
(d) 行為	78
(3) 罪数, 他罪との関係	78
9 補論——自動車運転死傷処罰法について	79
(1) 総説	79
(2) 危険運転致死傷罪	80
(a) 犯罪の構造	80
(b) 危険運転行為	83
(c) 特に, 「制御困難高速度走行」について	85
(d) 故意, その他の犯罪類型	86
(3) 過失運転致死傷罪	87

第4章 生命・身体に対する危険犯 90

1 墮胎の罪	90
(1) 総説, 保護法益	90
(2) 人工妊娠中絶と墮胎	91
(3) 胎児に対する墮胎罪と人に対する殺傷罪の関係	93
(4) 胎児性致死傷	96
(5) 墮胎罪の諸類型	98
(a) 自己墮胎罪・同意墮胎罪・業務上墮胎罪	98

(b) 不同意墮胎罪・同致死傷罪	100
2 遺棄の罪	101
(1) 総説	101
(2) 単純遺棄罪と保護責任者遺棄罪	103
(a) 2つの遺棄罪	104
(b) 客体	104
(c) 遺棄の概念	105
(d) 保護責任	108
(3) 遺棄等致死傷罪	112

第5章 身体的内密領域に対する罪 115

1 総説	115
(1) 保護法益としての性的自由・性的自己決定権	115
(2) 性犯罪の保護法益の実体	117
(3) 2017年における性犯罪処罰規定に関わる改正	118
(4) 2023年における性犯罪処罰規定に関わる改正	119
2 不同意わいせつ罪と不同意性交等罪	121
(1) 両罪の関係	122
(2) わいせつな行為と性交等	124
(3) 不同意わいせつ行為・不同意性交等	128
(a) 2023年改正の意義	128
(b) 規定の構造	131
(c) 誤信類型	132
(d) 同意年齢	133
(4) 目的	136
(5) 既遂と未遂	137
(6) 罪数、他罪との関係、没収	138
3 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪	139
4 不同意わいせつ等致死傷罪	141
5 性犯罪の非親告罪化	144
6 16歳未満の者に対する面会要求等罪	145
(1) 総説、保護法益	146
(2) 客体、行為態様	146
(3) 他罪との関係	147

7 補論——性的姿態撮影等処罰法について	147
(1) 総説, 保護法益	147
(2) 犯罪類型	148
(3) 性的姿態の画像等の没収・消去	151

第6章 自由に対する罪 152

1 保護法益としての「自由」	152
2 脅迫罪	154
3 強要罪	158
4 逮捕罪・監禁罪	160
5 逮捕等致死傷罪	163
6 略取誘拐罪・人身売買罪	164
(1) 総説, 保護法益	164
(2) 略取誘拐罪	167
(3) 身の代金要求罪	170
(4) 人身売買罪・被略取者等所在国外移送罪	171
(5) 被略取者引渡し等罪	172
(6) 予備罪	172
(7) 政策的考慮に基づく刑の減輕・免除, 親告罪	173
(8) 罪数, 他罪との関係	174

第7章 個人の私的領域を侵す罪 176

1 総説	176
2 住居侵入罪・不退去罪	177
(1) 総説, 保護法益	178
(2) 客 体	181
(3) 侵 入	184
(a) 侵入の意義	184
(b) 居住者を騙して立ち入る場合	185
(c) 違法目的での立入り	187
(4) 不退去	190

(5) 未遂と既遂	190
(6) 他罪との関係	190
3 秘密侵害罪——信書開封罪と秘密漏示罪	191
(1) 総説	191
(2) 信書開封罪	193
(3) 秘密漏示罪	193
(4) 親告罪	195

第8章 社会的活動の主体としての人の保護 196

1 総説	196
2 名誉に対する罪	198
(1) 罪質, 被害者	198
(2) 名誉の概念	199
(a) 意義	199
(b) 抽象的危険犯	201
(c) 虚名の保護	201
(3) 行為	202
(a) 公然性	202
(b) 事実の摘示	203
(4) 名誉毀損罪と真実性の証明	205
(a) 趣旨	206
(b) 要件と効果	206
(c) 不処罰の法的意味	209
(5) 罪数, 他罪との関係	212
3 信用毀損罪	212
4 業務妨害罪	214
(1) 総説	214
(2) 業務	215
(3) 業務妨害とその手段	218
(4) 電子計算機損壊等業務妨害罪	222
(5) 罪数, 他罪との関係	222

第2部 財産に対する罪

第9章 財産犯総論 224

- 1 総説 224
- 2 現行刑法による財産の保護 226
 - (1) 概観 226
 - (2) 客体——財物と財産上の利益 227
 - (a) 財物とは 227 (b) 価値の要否 229 (c) 人の身体と
の一部 229 (d) 禁制品 231 (e) 財産上の利益 231
 - (3) 行為目的と行為態様 234
 - (a) 領得罪と毀棄罪 234 (b) 占有侵害とその態様 235
- 3 財産犯の保護法益 238
 - (1) 議論の意味 238
 - (2) 235条における所有権の保護と占有の保護 239
 - (3) 242条による占有の保護 241
 - (a) 例外規定としての242条 241 (b) 本権説と占有説 242
 - (c) 本権説の問題点 244 (d) 判例 245
- 4 不法領得の意思 247

第10章 窃盗罪と不動産侵奪罪 253

- 1 窃盗罪 253
 - (1) 総説 253
 - (2) 窃取の意義 254
 - (3) 占有の概念 256
 - (4) 未遂と既遂 262
 - (5) 罪数、他罪との関係 263
 - (6) 法定刑 264
- 2 不動産侵奪罪 265
 - (a) 構成要件 265 (b) 占有開始後の侵奪 265
- 3 親族相盗例 267

- (a) 特例の根拠 267 (b) 適用の要件 268

第11章 強盗罪 271

- 1 総説 271
- 2 一項強盗罪 272
- (1) 暴行・脅迫の意義 272
 - (2) 強盗罪の構造 274
 - (3) 暴行・脅迫後に財物奪取意思が生じたとき 277
 - (4) 罪数, 他罪との関係 280
- 3 二項強盗罪 (強盗利得罪) 280
- (1) 総説 280
 - (2) 客 体 280
 - (3) 処分行為の要否 282
 - (4) 「財産上の利益を得た」ことの意義 283
 - (5) 罪数, 他罪との関係 285
- 4 事後強盗罪——準強盗罪(1) 286
- (1) 総説 286
 - (2) 行 為 288
 - (3) 窃盗の機会 289
- 5 昏酔強盗罪——準強盗罪(2) 291
- 6 強盗致死傷罪, 強盗傷人罪, 強盗殺人罪 292
- (1) 総説 292
 - (2) 死傷の原因行為 294
 - (a) 見解の対立 294 (b) 限定説と非限定説 295
 - (c) 折衷説 296
 - (3) 240条の主観的要件 297
 - (a) 問題の所在 297 (b) 必要最低限の主観的要件 297
 - (c) 殺傷の故意のある場合 299
 - (4) 240条の罪の未遂 300
 - (5) 罪 数 301

7	強盗・不同意性交等罪, 強盗・不同意性交等致死罪	301
	(a) 総説 302 (b) 強盗・不同意性交等罪 302	
	(c) 強盗・不同意性交等致死罪 304	
8	強盗予備罪	305

第12章 詐欺罪と恐喝罪 307

1	総説	307
2	詐欺罪	309
	(1) 保護法益 309	
	(2) 欺く行為 311	
	(a) 意義 311 (b) 重要事項性 312 (c) 態様 314	
	(3) 交付行為・処分行為 316	
	(a) 意義 316 (b) 処分行為の主観的要件 319	
	(c) 交付行為者・処分行為者 322	
	(4) 騙取 325	
	(5) 財産的損害 328	
	(a) 問題の所在 328	
	(b) 形式的個別財産説と実質的個別財産説 329	
	(c) 要件としての位置づけ 331 (d) 財産的損害の内実 334	
	(6) 故意, 不法領得の意思 338	
	(7) 未遂と既遂 339	
	(8) 罪数, 他罪との関係 342	
3	準詐欺罪	343
4	電子計算機使用詐欺罪	344
5	恐喝罪	348
	(1) 意義, 要件等 348	
	(2) 交付行為・処分行為 350	
	(3) 権利行使と恐喝罪 350	
	(4) 罪数, 他罪との関係 352	

第13章 横領罪と背任罪 353

1 総説	353
2 単純横領罪	356
(1) 総説	356
(2) 客体	357
(a) 委託信任関係	357
(b) 占有	358
(c) 他人の物	362
(d) 特に盗品の売却代金	364
(e) 公務所から保管を命ぜられた 自己の物(252条2項)	366
(3) 横領の意義	366
(4) 罪数、他罪との関係	372
3 業務上横領罪	373
4 遺失物等横領罪	373
(a) 総説、客体	373
(b) 実行行為	375
5 横領罪と親族間の犯罪の特例	376
6 背任罪	377
(1) 総説	377
(2) 要件	378
(a) 主体	378
(b) 実行行為	380
(c) 主観的要件	381
(d) 構成要件の結果	383
(3) 横領罪と背任罪の区別	383
(4) 不正融資の借り手側の責任	386

第14章 盗品等に関する罪 389

1 総説	389
2 盗品等関与罪	392
(1) 主体	392
(2) 客体	394
(3) 行為	397

(a) 実行行為	397	(b) 被害者による盗品等の正常な回復を困難にする行為	400	(c) 故意	401
(4) 罪数, 他罪との関係	402				
3 親族間の犯罪の特例	403				

第15章 毀棄・隠匿の罪 405

1 総説	405
2 器物損壊罪	408
3 文書等毀棄罪	411
4 建造物等損壊罪	413
5 自己の物に関する特例	416
6 境界損壊罪	417
7 信書隠匿罪	417

■第2編 社会的法益に対する罪■

第16章 社会的法益に対する罪・総説 420

1 概観	420
2 公共の安全に対する罪（公共危険犯）	423

第1部 公共の安全に対する罪

第17章 騒乱の罪 424

1 総説	424				
2 騒乱罪	426				
(1) 構成要件	427				
(a) 実行行為	427	(b) 多衆	427	(c) 暴行・脅迫	428
(d) 共同意思	428	(e) 処罰	428		
(2) 共犯	429				
(3) 罪数, 他罪との関係	430				

3 多衆不解散罪	430
----------	-----

第18章 放火の罪およびその周辺の罪 432

1 総説	432
(a) 公共危険犯	432
(b) 放火罪の処罰根拠	433
2 現住建造物等放火罪	435
(1) 重罰の根拠	435
(2) 客体—概説	437
(3) 客体—その一個性	440
(4) 実行行為と結果	443
(5) 罪数、他罪との関係	446
3 非現住建造物等放火罪	448
(1) 客体	448
(2) 公共の危険	449
(3) 罪数、他罪との関係	451
4 建造物等以外放火罪	451
(1) 客体	452
(2) 公共の危険とその認識	452
5 延焼罪	455
6 放火予備罪	456
7 消火妨害罪	456
8 失火罪	457
9 激発物破裂罪、ガス漏出罪等	458
10 その他の犯罪	460

第19章 往来を妨害する罪 461

1 総説	461
2 往来妨害罪	462
3 往来危険罪、過失往来危険罪	463
4 汽車転覆等罪、過失汽車転覆等罪	465

5 往来危険による汽車転覆等罪	467
-----------------	-----

第2部 公共の信用に対する罪

第20章 偽造の罪・総説	470
--------------	-----

第21章 通貨偽造の罪	473
-------------	-----

1 総説	473
------	-----

2 通貨偽造罪・偽造通貨行使罪	475
-----------------	-----

- (1) 総説, 客体 475
- (2) 偽造と変造 476
 - (a) 意義 476
 - (b) 偽造・変造の程度 477
 - (c) 真貨の要否 478
 - (d) 行使の目的 479

(3) 行使・交付・輸入	479
--------------	-----

(4) 未遂と既遂	480
-----------	-----

(5) 罪数, 他罪との関係	481
----------------	-----

3 外国通貨偽造罪・偽造外国通貨行使罪	481
---------------------	-----

4 偽造通貨等取得罪	483
------------	-----

5 取得後知情行使等罪	484
-------------	-----

(1) 総説	484
--------	-----

(2) 客体・行為	484
-----------	-----

(3) 罪数, 他罪との関係	485
----------------	-----

(4) 処罰	485
--------	-----

6 通貨偽造等準備罪	486
------------	-----

第22章 文書偽造の罪	488
-------------	-----

1 文書偽造罪——基礎理論	488
---------------	-----

(1) 文書の意義	488
-----------	-----

(a) 文書・図画	488	(b) 証明手段としての文書	489
-----------	-----	----------------	-----

(c) 意思・觀念の表示	489
--------------	-----

(2) 保護法益	491
(a) 2つの異なった信頼	491
(b) 現行刑法の立場	492
(c) 公文書の保護と私文書の保護	493
(3) 作成名義人	495
(4) 偽造, 変造, 行使	496
2 詔書偽造罪	498
3 公文書偽造罪	499
(1) 総説	499
(2) 客体	499
(a) 意義	499
(b) コピー書面の文書性	500
(3) 行為	503
(4) 罪数, 他罪との関係	505
4 虚偽公文書作成等罪	506
(1) 総説	506
(2) 構成要件	506
(a) 主体・行為	506
(b) 間接正犯	507
5 公正証書原本不実記載罪・免状等不実記載罪	508
(1) 総説, 客体	509
(2) 行為	511
(3) 罪数, 他罪との関係	513
6 偽造公文書行使等罪	513
7 私文書偽造罪	516
(1) 総説, 客体	516
(2) 行為	517
(a) 有形偽造の意義	517
(b) 代理名義の冒用	518
(c) 偽名の使用	519
(d) 資格・肩書きの偽り	521
(e) 名義人の同意と有形偽造	521
(3) 罪数, 他罪との関係	523
8 虚偽診断書等作成罪	523
9 偽造私文書等行使罪	524

10 電磁的記録不正作出罪・不正電磁的記録供用罪	525
--------------------------	-----

第23章 有価証券偽造の罪 528

1 総説	528
2 有価証券の意義	528
3 有価証券偽造罪	531
(1) 総説	531
(2) 行為	531
(a) 偽造・変造	531
(b) 虚偽記入	531
(c) 作成権限の有無	532
(3) 罪数, 他罪との関係	535
4 偽造有価証券行使等罪	535

第24章 支払用カード電磁的記録に関する罪 537

1 総説	537
2 支払用カードの意義	538
3 支払用カード電磁的記録不正作出等罪	539
4 その他の犯罪類型	541

第25章 印章偽造の罪 543

1 総説	543
2 印章と署名の意義	543
3 各犯罪類型	545
(1) 御璽偽造罪, 同不正使用罪	545
(2) 公印偽造罪, 同不正使用罪	545
(3) 公記号偽造罪, 同不正使用罪	546
(4) 私印偽造罪, 同不正使用罪	547

第26章 不正指令電磁的記録に関する罪 549

1 総説	549
------	-----

2 客 体	550
3 各犯罪類型	551
(1) 不正指令電磁的記録作成等罪	551
(2) 不正指令電磁的記録取得罪・保管罪	552

第3部 風俗に対する罪（風俗犯）

第27章 風俗犯・総説	554
-------------	-----

第28章 わいせつの罪	558
-------------	-----

1 わいせつの意義	558
(a) わいせつ概念の3つの要素	558
(b) 芸術作品・文学作品と そのわいせつ性	559
(c) 故意	561
2 公然わいせつ罪	562
(a) 構成要件	562
(b) 174条と175条の関係	563
3 わいせつ物頒布等罪	564
(a) 概要, 客体	565
(b) 頒布	566
(c) 公然陳列	567
(d) 所持・保管	569
(e) 故意, 共犯, 罪数	570
4 その他の犯罪類型	571
(a) 淫行勧誘罪	571
(b) 重婚罪	572

第29章 賭博罪および富くじ罪	573
-----------------	-----

1 総 説	573
2 単純賭博罪	574
3 常習賭博罪, 賭博場開張等図利罪	576
4 富くじ販売等罪	578

第30章 礼拝所および墳墓に関する罪	580
--------------------	-----

1 総 説	580
2 礼拝所不敬罪・説教等妨害罪・墳墓発掘罪	580

3 死体損壊等罪	582
4 変死者密葬罪	586

■第3編 国家的法益に対する罪■

第31章 国家的法益に対する罪・総説 590

第1部 国家の存立に対する罪

第32章 内乱に関する罪 592

1 総説	592
2 内乱罪	592
3 内乱予備・陰謀罪, 内乱等幫助罪	595

第33章 外患に関する罪 597

1 外患誘致罪・外患援助罪	597
2 外患予備・陰謀罪	598

第34章 国交に関する罪 599

1 保護法益	599
2 外国国章損壊等罪	600
3 私戦予備・陰謀罪	601
4 中立命令違反罪	602

第2部 国家の作用に対する罪

第35章 公務の執行を妨害する罪 603

1 総説	603
2 公務執行妨害罪 (狭義)	603
(1) 総説, 公務員の意義	603

(2) 保護される公務とその要件	606
(a) 私企業的・現業的公務を含むか	606
(b) 職務執行の適法性	608
(3) 「職務を執行するに当たり」の意義	611
(4) 暴行・脅迫	612
(5) 罪数、他罪との関係	614
3 職務強要罪	614
4 その他の犯罪類型	616
(1) 総説	616
(2) 封印等破棄罪	616
(3) 強制執行妨害目的財産損壊等罪	617
(4) 強制執行行為妨害等罪	619
(5) 強制執行関係売却妨害罪	619
(6) 加重封印等破棄等罪	620
(7) 公契約関係競売等妨害罪	620

第 36 章 逃走の罪 622

1 司法作用に対する罪の概要	622
2 逃走の罪——総説	623
3 単純逃走罪	624
4 加重逃走罪	626
5 被拘禁者奪取罪	627
6 逃走援助罪	627

第 37 章 犯人蔵匿および証拠隠滅の罪 628

1 総説	628
2 犯人蔵匿等罪	628
(1) 客体	629
(2) 行為	630
(3) 故意	632

3	証拠隠滅等罪	632
(1)	客 体	633
(2)	行 為	634
4	犯人自身による犯人蔵匿・証拠隠滅等の教唆	636
5	罪数, 他罪との関係	639
6	親族による犯罪に関する特例	640
7	証人等威迫罪	641

第 38 章 偽証の罪 643

1	総 説	643
2	偽証罪 (狭義)	643
(a)	憲法との関係	644
(b)	構成要件	645
3	自白による刑の減免	647
4	虚偽鑑定等罪	648

第 39 章 虚偽告訴の罪 649

1	保護法益	649
2	目 的	650
3	虚偽の告訴, 告発その他の申告	651
4	主観的要件	652
5	自白による刑の減免	652

第 40 章 職権濫用の罪 654

1	総 説	654
2	公務員職権濫用罪	655
(1)	総 説	655
(2)	職権濫用の意義	655
(3)	罪数, 他罪との関係	659
3	特別公務員職権濫用罪	660
4	特別公務員暴行陵虐罪	660

5 特別公務員職権濫用等致死傷罪	661
------------------	-----

第41章 賄賂の罪	662
------------------	------------

1 総説	662
2 賄賂の意義	665
(1) 意義	665
(2) 故意	666
3 「職務に関し」の意義	666
(1) 一般的職務権限	666
(a) 職務関連性	666
(b) 一般的職務権限をめぐる諸問題	668
(2) 職務密接関連行為	671
4 罪数, 他罪との関係	674
5 賄賂罪の諸類型	675
(1) 単純収賄罪, 受託収賄罪, 事前収賄罪	675
(2) 第三者供賄罪	677
(3) 加重収賄罪, 事後収賄罪	677
(4) あっせん収賄罪	678
(5) 没収と追徴に関する特別	679
(6) 贈賄罪	680

事項索引 681

判例索引 709

凡 例

(1) 法 令

刑法については、原則として条文番号のみを引用する。その他の法律、省令等の引用にあたっては、有斐閣『六法全書』巻末の「法令名略語」によった。

(2) 裁判例・判例集の略記

最判昭和 33・11・21 刑集 12 卷 15 号 3519 頁

= 最高裁判所昭和 33 年 11 月 21 日判決，最高裁判所刑事判例集 12 卷 15 号 3519 頁

〈判 例〉

大 判 (決)	大審院判決 (決定)
大連判 (決)	大審院連合部判決 (決定)
最 判 (決)	最高裁判所判決 (決定)
最大判 (決)	最高裁判所大法廷判決 (決定)
高 判 (決)	高等裁判所判決 (決定)
地 判 (決)	地方裁判所判決 (決定)

〈判例集〉

刑 集	最高裁判所刑事判例集・大審院刑事判例集
民 集	最高裁判所民事判例集
刑 録	大審院刑事判決録
集 刑	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
判 特	高等裁判所刑事判決特報
高刑速	高等裁判所刑事裁判速報集
裁 特	高等裁判所刑事裁判特報
東高刑時報	東京高等裁判所判決時報 (刑事)
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集

刑 月 刑事裁判月報

* なお、判例集未掲載の裁判例については、判例データベースから引用した。そのときには、LEX/DB（TKC ローライブラリー）またはLLI/DB（判例秘書）を用い、判例番号を付した。

(3) 雑誌等の略記

新 聞	法律新聞
刑ジャ	刑事法ジャーナル
曹 時	法曹時報
判 時	判例時報
判 タ	判例タイムズ
法 教	法学教室
法 時	法律時報

主要な引用文献

*教科書等（カッコ内にある著者名等で引用する）

- 浅田和茂『刑法各論』成文堂，2020年（浅田）
- 阿部純二ほか編『刑法基本講座』第1巻～第6巻，法学書院，1992年～1994年（基本講座〔執筆者名〕）
- 井田 良 = 大塚裕史 = 城下裕二 = 高橋直哉編『刑法演習サブノート 210問』弘文堂，2020年（サブノート〔執筆者名〕）
- 伊東研祐『刑法講義・各論』日本評論社，2011年（伊東）
- 植松 正『再訂刑法概論Ⅱ・各論』勁草書房，1975年（植松）
- 内田文昭『刑法各論〔第3版〕』青林書院，1996年（内田）
- 大塚 仁『刑法概説・各論〔第3版増補版〕』有斐閣，2005年（大塚）
- 大谷 實『刑法講義各論〔新版第5版〕』成文堂，2019年（大谷）
- 小野清一郎『刑法概論〔増訂新版〕』法文社，1960年（小野）
- 香川達夫『刑法講義（各論）〔第3版〕』成文堂，1996年（香川）
- 川端 博『刑法各論講義〔第2版〕』成文堂，2010年（川端）
- 木村亀二『刑法各論』法文社，1957年（木村）
- 小暮得雄 = 内田文昭 = 阿部純二 = 板倉 宏 = 大谷 實編『刑法講義・各論』有斐閣，1988年（小暮ほか）
- 小林憲太郎『刑法各論の理論と実務』判例時報社，2021年（小林・理論と実務）
- 斎藤信治『刑法各論〔第4版〕』有斐閣，2014年（斎藤）
- 佐伯仁志「論点講座・刑法各論の考え方・楽しみ方〔第1回～第18回〕」法学教室 355号（2010年）～378号（2012年）（佐伯・法教）
- 佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』有斐閣，2013年（佐伯・総論）
- 佐久間修『刑法各論〔第2版〕』成文堂，2012年（佐久間）
- 塩見 淳『刑法の道しるべ』有斐閣，2015年（塩見）
- 芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開・各論』日本評論社，1996年（展開〔執筆者名〕）
- 曾根威彦『刑法各論〔第5版〕』弘文堂，2012年（曾根）
- 高橋直哉『刑法の授業・下巻』成文堂，2022年（高橋・授業（下））
- 高橋則夫『刑法各論〔第4版〕』成文堂，2022年（高橋）
- 団藤重光『刑法綱要・各論〔第3版〕』創文社，1990年（団藤）

中 義勝『刑法各論』有斐閣, 1975年(中)
中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』有斐閣, 2015年(中森)
中山研一(松宮孝明補訂)『新版口述刑法各論〔補訂3版〕』成文堂, 2014年(中山)
西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論〔第7版〕』弘文堂, 2018年(西田)
西原春夫『犯罪各論〔第2版〕』筑摩書房, 1983年(西原)
橋爪 隆『刑法各論の悩みどころ』有斐閣, 2022年(橋爪・悩みどころ)
林 幹人『刑法各論〔第2版〕』東京大学出版会, 2007年(林)
日高義博『刑法各論』成文堂, 2020年(日高)
平川宗信『刑法各論』有斐閣, 1995年(平川)
平野龍一『刑法総論Ⅰ』有斐閣, 1972年(平野・総論Ⅰ)
平野龍一『刑法総論Ⅱ』有斐閣, 1975年(平野・総論Ⅱ)
平野龍一『刑法概説』東京大学出版会, 1977年(平野・概説)
平野龍一『犯罪論の諸問題(下)各論』有斐閣, 1982年(平野・諸問題(下))
平野龍一『刑事法研究・最終巻』有斐閣, 2005年(平野・最終巻)
福田 平『刑法各論〔全訂3版増補〕』有斐閣, 2002年(福田)
藤木英雄『刑法講義・各論』弘文堂, 1976年(藤木)
堀内捷三『刑法各論』有斐閣, 2003年(堀内)
前田雅英『刑法各論講義〔第7版〕』東京大学出版会, 2020年(前田)
町野 朔『犯罪各論の現在』有斐閣, 1996年(町野)
松原芳博『刑法各論〔第2版〕』日本評論社, 2021年(松原)
松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』成文堂, 2018年(松宮)
山口 厚『刑法各論〔第2版〕』有斐閣, 2010年(山口)
山中敬一『刑法各論〔第3版〕』成文堂, 2015年(山中)

*コンメンタール(カッコ内の略称で引用する)

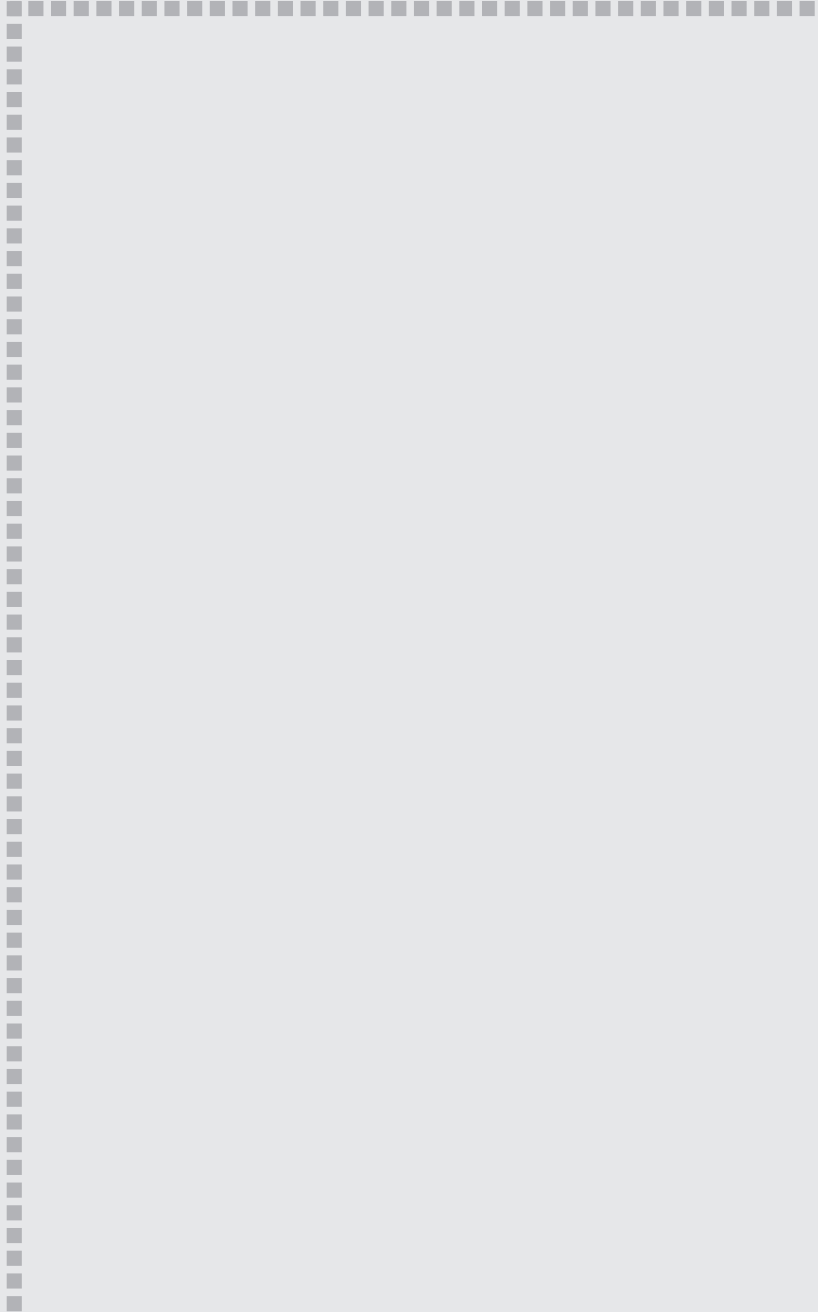
大塚仁=河上和雄=中山善房=古田佑紀編『大コンメンタール刑法〔第3版〕』第1巻
～第13巻, 青林書院, 2013年～2021年(大コンメ〔執筆者名])
小野清一郎=中野次雄=植松正=伊達秋雄『ポケット註釈全書・刑法〔第3版〕』有斐
閣, 1980年(ポケ註〔執筆者名])
川端博=西田典之=原田國男=三浦守編『裁判例コンメンタール刑法』第1巻～第3巻,
立花書房, 2006年(裁判例コンメ〔執筆者名])
団藤重光責任編集『注釈刑法』第1巻～第6巻, 有斐閣, 1964年～1976年(注釈〔執筆
者名])

西田典之 = 山口厚 = 佐伯仁志編『注釈刑法第2巻・各論(1)』有斐閣, 2016年(新注釈(2))
〔執筆者名〕

西田典之 = 山口厚 = 佐伯仁志編『注釈刑法第4巻・各論(3)』有斐閣, 2021年(新注釈(4))
〔執筆者名〕

前田雅英編集代表, 松本時夫 = 池田修 = 渡邊一弘 = 大谷直人 = 河村博編『条解刑法〔第4版補訂版〕』弘文堂, 2023年(条解)

序 刑法各論とは



1 意義と対象

刑法各論は、刑法学（刑法解釈学）の一分野であり（→総論52頁以下）、刑法総論において明らかにされた、犯罪と刑罰に関する理論的・体系的認識を踏まえて、主として個別の犯罪の成立要件とそれらの相互関係、各犯罪について予定された刑罰等の法律効果をその研究の対象とする。刑法総論の応用編として位置づけられるが、しかし（単に総論の議論を敷衍・具体化したものというにとどまらない）独自の学問領域としての性格をもつ。総論を学びつつ、または、総論を本格的に学ぶ前に、各論を深く勉強するという刑法学の学び方も可能である（その方が、より効果的・効率的であるかもしれない）。各論は、抽象度の高い総論より（およそ犯罪たるもの・およそ刑罰たるものを扱う総論に特有の体系的な思考は、そう簡単に身に付けることはできない）、ずっと具体的・現実的な内容を持ち、各論の方がより理解しやすい（まるで「障害物競走」のように、それぞれの論点を確実に学んでいけばゴールに到達できる）という側面もある。¹⁾

刑法各論は、刑法各則をその研究の対象とする。ここにいう刑法各則（広義）の中には、刑法典の各則と、特別刑法の個々の処罰規定とが含まれる。まず、刑法典（「刑法」という名称の法典であり、公式にこれを特定するための法律番号は「明治40年法律第45号」である）の第2編「罪」（条文としては、77条以下）は、第1編「総則」に対応する「各則」の部分として、個別の犯罪につき、その法律上の要件と、それに対する法律効果として科される刑とを規定している。²⁾ 刑法典の各則は、刑法各論の最も重要な研究対象である。

1) 刑法各論を学ぶことによりはじめて見えてくる、社会の側面や、いろいろな問題が存在する。各論は、より社会の現実近く、社会のさまざまな姿・相貌を伝え、教えてくれるものである。また、それは（総論と異なり）社会の動きと人々の価値観の深化・変化を鋭く反映する「動的な性格」をもっている。近年において、社会と価値観の変化のために大幅な見直しを迫られてきた代表的な例は、性犯罪処罰規定（176条以下）であろう（→115頁以下）。

2) 一般に「総則」とは、各則において個別的に問題とされることに共通する普遍的なものをまとめて扱う部分のことをいう。総則に置かれた規定は、それ自体としては不完全・非独立的な刑罰法規であり、殺人罪や窃盗罪などの処罰規定（本来の刑罰法規）を前提とし、それらを補充する役割をもつものといえる（→総論53頁注20）。法理論についてのドイツの代表的教科書の1つである Bernd Rüter u. a., Rechtstheorie, 12. Aufl. 2022, S. 86 ff. は、このような見地から「完全法規」と「不完全法規」とを区別している。

総則の規定と各則の規定 各則の規定は、総則の規定と相まってはじめてその完全な意味が明らかになる。ある罪に対する刑として「10年以下の拘禁刑」（刑種としての拘禁刑については、9頁を参照）との定めがあるとき（235条など）、拘禁刑の最下限（短期）については総則に一般的な規定があり、12条1項で「1月以上」とされているところから、その犯罪の法定刑は「1月以上10年以下の拘禁刑」ということになる（あわせて14条2項および68条3号も参照）。なお、総則において一般的に規定された事項について、個別の犯罪との関係で各則に**特則**が定められているとき、それらは**一般法と特別法**の関係にあり、**各則の規定が優先的に適用**される（たとえば、42条1項〔自首〕との関係での228条の3ただし書の規定、19条・19条の2〔任意的没収・追徴〕との関係での197条の5〔必要的没収・追徴〕の規定は特別法の規定である〔→173頁、174頁、679頁〕）。

個別の犯罪について定める刑罰法規は、刑法典の各則以外にも数多く存在し、実際にも重要な役割を果たしている。刑法典の外に数多く存在する刑罰法規、いわゆる**特別刑法**³⁾も、広義の刑法各則に含まれ、刑法各論の対象となる（これに対し、**総則は刑法典にのみあり**、それは特別刑法の処罰規定にもそのまま適用されるのが原則である〔8条〕。「**軽犯罪法**」、「**爆発物取締罰則**」、「**暴力行為等処罰ニ関スル法律**」、「**盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律**」、「**航空機の強取等の処罰に関する法律**」、「**人質による強要行為等の処罰に関する法律**」、「**人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律**」、「**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律**」、「**自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律**」、「**性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律**」などは代表的な（主として刑事実体法を規定する）**単行法**である。ただ、「**会社法**」、「**金融商品取引法**」、「**不正競争防止法**」、「**道路交通法**」、「**公職選挙法**」、「**所得税法**」などの大きな法典の中に含まれる罰則規定も、特別刑法に属する。

3) 特別刑法の規定の中には、現代社会における犯罪対策を考える上で重要なものが多く含まれる。たとえば、会社法に規定された特別背任罪とか、覚醒剤取締法違反や大麻取締法違反の罪など、頻繁にメディアに登場する犯罪の多くは、特別刑法上の犯罪である。ただ、大学・大学院で法学を学ぶにあたっては、刑法典にある処罰規定の解釈を学ぶことでひとまず十分である。

特別刑法の内容 特別刑法は、大きく**刑事刑法**と**行政刑法**とに分けられる。これらは常に相互に明確に区別されるものではないが、刑法典の罪と同じように、当然に反社会的で処罰に値する（当罰的な）行為（自然犯ないし刑事犯と呼ぶ）を対象とするのが刑事刑法（**準刑法**）であり、行政目的達成の見地から行政法規違反の行為を犯罪とし（法定犯ないし行政犯と呼ぶ）、これに刑罰を科すのが行政刑法である。上記の単行法は、刑事刑法に属するものである。刑事刑法は、伝統的に刑法の守備範囲とされ、その中心は、人の生命、身体、自由、財産等の基本的な法益への侵害ないし危険という、多かれ少なかれ可視的な実害の認められる犯罪である。これに対し、行政刑法には、租税、選挙、環境保護、道路交通、経済取引、消費者・投資家保護、建築規制等の領域に見られる罰則規定がある。行政刑法の領域では、保護法益は**社会的・国家的法益**（→7頁）であり、実害が認められる以前のかかなり早い段階から犯罪とされ（したがって、純粹のルール違反の処罰という性格が強い）、被害は不可視的で観念的なものである（→総論46頁以下）。

刑法典の罪がもともと適用を予定している行為の一部につき、人的・事項的に適用範囲が制限された特別法上の処罰規定が存在するとき、刑法典の罪とその罪とは、**一般法と特別法の関係**にあり（たとえば、刑法上の背任罪〔247条〕と会社法上の特別背任罪〔会社960条・961条〕）、後者が優先的に適用される（→総論582頁）。

2 方法と体系

刑法各論は、刑法学という**法解釈学**の一分野であり、その方法は法解釈学としての他の法律学（民法学など）と共通している。刑法各論は、個別の犯罪を規定する刑法各則の各刑罰法規の**解釈論**を中心的⁴⁾内容とする。それは、刑法総論において明らかにされた、犯罪と刑罰に関する理論的・体系的認識を前提として、それぞれ個別の犯罪類型を定めた**刑罰法規の解釈**を通して、各犯罪の具

4) 法律学は、伝統的には法の解釈を中心的な内容とするものであり、それだからこそ「法解釈学」とも呼ばれてきた。しかし、立法（法の定立）もまた、負けず劣らず重要な（そしてより困難な）課題であり、それを法律学における研究の対象としないわけにはいかない。立法を研究対象とする学問領域のことを**立法学**というが、刑法各則に関する立法学的研究も、刑法各論の内部で、またはそれに隣接する形で行う必要がある。実体刑法の立法学の試みの一例としては、井田良＝松原芳博編『立法学のフロンティア3 立法実践の変革』（2014年）97頁以下、123頁以下を参照。

体的な保護目的と成立要件（特に、構成要件の内容）、犯罪類型間の相互関係（たとえば、窃盗罪〔235条〕と詐欺罪〔246条〕の関係）、各犯罪について規定された⁵⁾刑罰等の法律効果を明らかにすることを主たる課題とする。

各論の中の小さな総論 ただ、刑法各論も、それぞれの処罰規定の解釈に終始するものではなく、**個別的認識の一般化・体系化**をもその任務としている。その結果として、刑法各論の内部には、それぞれの刑罰法規の解釈というにとどまらない、「小さな総論」ができあがっている箇所がある。たとえば、財産犯に関して、その保護法益、その客体としての財物と財産上の利益、財産的損害の要否とその内容、不法領得の意思などに関わる議論は、財産犯の全般に関わる「財産犯総論」として、個々の規定の解釈を論じるための不可欠の前提となっている（→224頁以下）。そのほか、生命の始期・終期に関する議論（→14頁以下）や、文書偽造罪の保護法益や立法主義に関する議論（→491頁以下）も同様の意味をもっている。

刑罰法規（ないし処罰規定）の解釈にあたり、何より重要なことは、その犯罪がいかなる⁶⁾**法益**（→総論16頁以下）に向けられたものであるのか、そして、その犯罪を処罰する刑罰法規がいかなる法益の保護のために存在するのかを明らかにすることである。たとえば、殺人罪を処罰する規定（199条）の保護法益は個人の生命であり、窃盗罪を処罰する規定（235条）の保護法益は個人の財産（正確には、財物の所有権および占有）である。このことを的確に認識することが解釈論の出発点となる。

なぜ法益を明らかにすることが刑罰法規の理解への鍵になるのか。それは、刑法の問題を考えるにあたっては、「刑法は何のためにあるのか」という問い

-
- 5) 西田・1頁は、「刑法各論とは、各犯罪類型の文理を基礎としつつも、保護法益や他の条文との関連をも考慮に入れながら、各犯罪類型の構成要件を主観、客観の両面において明らかにする作業」であるとする。また、伊東・1頁は、刑法各論という「学問領域の主たる任務の一つは……刑罰法規によって言語的に記述されている個々の犯罪について……それぞれの固有の成立要件を検討し、明らかにすることを通じて、国家刑罰権を正統に行使することの可能な範囲及び態様を確定することにある」とする。
- 6) **法益を定義**すれば、個人や社会や国にとって、それがそのまま保持されることが必要であり、また法により保護することが適切であると認められる一定の利益（価値のある状態）のことである。法益概念についての最近の詳細な研究として、嘉門優『法益論』（2019年）、甲斐克則『法益論の研究』（2023年）がある。

が何より重要であり、そして、この問いに対する答えは「刑法は法益の保護のために存在する」というものだからである（→総論15頁以下）。それぞれの刑罰法規は、法益の保護のために存在している。そのことは、具体的には、次のことを意味する。すなわち、それぞれの刑罰法規は一定の法益を保護の客体として予定しており、その法益に向けられた行為のみに適用することが可能だということである。いくら反社会的な行為であるとしても、当該刑罰法規が予定する保護法益に向けられていない行為を、その刑罰法規により処罰することはできない。法益Aを保護するために制定された刑罰法規を、法益Aは侵害せず、法益Bしか侵害しない行為に適用してこれを処罰することはできない（さらにいえば、法益Aを保護するために制定され、法益Aの侵害を処罰の根拠とする刑罰法規を用いて、法益Aの侵害を理由に処罰を行う際に、法益Bの侵害をもあわせて処罰するようなことを行⁷⁾ってはならない）。

このように、各刑罰法規には、それぞれ一定の「守備範囲」があり、それは保護法益によって決まる。ただ、それぞれの刑罰法規の保護法益が何であるのかははっきりしないことも多く（それは条文中に明記されているわけではない）、それは刑罰法規の解釈により明らかにされる。保護法益の内容を明確にすることは、ある行為に当該刑罰法規を適用してよいかどうかの結論を得るために、しばしば決定的な意味をもつ。

刑法典と法益 刑法の規定を見ると、刑法を制定した立法者もまた、法益の重要性をはっきりと意識していたことがうかがえる。たとえば、37条や222条・223条には、**生命・身体・自由・名誉・財産**という法益（個人的法益）が列挙されており、しかも、それらは価値の高い順番に並べられていることが明らかである（→12頁）。また、犯罪に対して科される刑罰も、その内容は法益の剝奪であるが、9条に列挙された現行法上の刑罰は、**生命・自由・財産**という法益の剝奪を内容としていることがわかる

7) たとえば、東京高判平成27・2・6東高刑時報66巻1～12号4頁を参照（住居侵入・殺人・銃砲刀剣類所持等取締法違反により有罪とされた被告人の刑を決めるにあたり、被告人が被害者の裸の画像をインターネットに公開したこと〔いわゆるリベンジポルノであり、起訴されていないが名誉毀損にあたりうる行為（→204頁）〕をも実質上処罰する趣旨で考慮することは許されないとした）。それは、法解釈論上は、「量刑と余罪」というテーマの下で論じられる問題である。たとえば、成瀬剛「量刑と余罪」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（2017年）216頁以下を参照。

(すなわち、このうちの死刑は生命刑であり、拘禁刑と拘留は自由刑であり、罰金・科料・没収は財産刑である)。これらの刑罰の軽重も、奪う法益の価値により決められる(10条1項本文を参照)。さらに、199条以下の処罰規定を見ると、生命に対する罪(199条以下)・身体に対する罪(204条以下)・自由に対する罪(220条以下)・名誉に対する罪(230条以下)・財産に対する罪(235条以下)の順番に配列されている(また、それぞれの犯罪に規定された法定刑の重さには、保護されるべき法益の価値の高低が反映している)。

生命・身体・自由・名誉・財産という法益は、その法益の享有主体(利益の主体)が個人であるところから、**個人的法益**と呼ばれる。それ以外にも、**社会的法益**と**国家的法益**がある。これらはいずれも公益(公共的利益)という点で共通するが、国および地方公共団体という統治機構を度外視して、市民の集合体としての社会の利益として観念できるものが社会的法益であり、たとえば、公共の安全(すなわち、不特定または多数の人の生命・身体・財産)がこれにあたる。国家的法益の例としては、贈収賄罪(197条以下)の保護法益とされる「公務員の職務の適正とそれに対する社会一般の信頼」が挙げられる⁸⁾。

各犯罪類型の保護法益を明らかにすることがその解釈のために必要不可欠であることから、刑法各論の対象となる**犯罪類型の体系化**(グループ分け)も保護法益を基準としてこれを行うのが普通である。法益は、その利益の主体が個人であるか、社会であるか、国家であるかにより、**個人的法益**、**社会的法益**、**国家的法益**の3つに分類されることから、これに応じて犯罪も大きく3つのグループ(個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪)に分けられる⁹⁾。

8) なお、日本では、法益を三分する学説(法益三分説)が通説となっているが、ドイツなどでは「公益」と「私益」とに二分する見解(法益二分説)が支配的である。たしかに、広範な「民営化」の現象等に鑑みると、利益の主体に応じて三分するよりも、利益そのものの性質に応じて二分することの方が、区別の困難さから生じる難点が生じないという点で優っているとする考え方もありえよう(→421頁注2)。

9) 最近では、第4の**保護法益**に関する議論がある。「国際刑事裁判所(International Criminal Court)に関するローマ規程」の採択とこれに基づく同裁判所の設置にともない、国際社会(個別の主権国家を超えた存在)にとり重要な利益ないし価値の刑法的保護が問題とされるに至っているのである。参考文献として、フィリップ・オステン「国際刑法における『中核犯

ただし、1つの刑罰法規が複数の法益の保護を目的とすることもある。たとえば、現行刑法の放火罪（108条以下）は公共危険犯の代表として社会的法益に対する罪に分類されるが（→432頁以下）、そこにおいては、物の所有者が受けた財産的法益の侵害の有無・程度もかなり大きく考慮されている（→434頁以下）。また、たとえば、建造物損壊致死傷罪（260条後段）や往来妨害致死傷罪（124条2項）のような犯罪においては、それぞれ個人的法益に対する罪としての側面と社会的法益に対する罪としての側面の両方が含まれているといえよう。国家的法益を保護すると同時に、個人的法益も保護する犯罪類型として虚偽告訴等罪（172条）がある（→649頁以下）。

現行刑典も、法益の性質の違いとその価値のランクを意識して、条文を配列していると見られる。すなわち、国家的法益に対する罪（第2編第7章まで）、社会的法益に対する罪（第24章まで）、個人的法益に対する罪（第26章以下）の順序で（なお、第25章の罪は、国家的法益に対する罪である）、各犯罪を配列している（ただ、規定の位置づけが、現在の一般的理解とは一致しない箇所もある）。

刑典各則における規定の配列 現行刑法が、国家的法益に対する罪 → 社会的法益に対する罪 → 個人的法益に対する罪の順序で、各犯罪を配列していることに対しては、強い異論も出されている。それは国家的法益の方を個人的法益よりも重視していることを示すものであり、個人に最高の価値を認める日本国憲法の下では、刑典も、一般市民がまず何よりも関心をもつであろう個人的法益に対する罪から始めて、社会的法益に対する罪、そして国家的法益に対する罪の順で規定を置くべきだとするのである。¹⁰⁾ 刑法各論の教科書を見ると、そのほとんどが、刑典の順序とは逆さまに、

罪』の保護法益の意義」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学 刑事法』（2008年）229頁以下がある。さらに、伊東・10頁も参照。なお、国際刑事裁判所についての包括的な文献としては、村瀬信也＝洪恵子編『国際刑事裁判所〔第2版〕』（2014年）が重要である。

10) たとえば、平野龍一『刑法の基礎』（1966年）98頁、100頁は、「現行刑典では、国家に対する罪、すなわち内乱罪、外患罪などは、各則の巻頭におかれている。これはやはりこれらの罪が、個人の生命、財産に対する罪より重要なものであるという考えを示すものであるといわなければならない」、「現在の憲法のもとにおける価値観からすれば、個人の生命、身体、自由、財産こそ、最も優先的に刑法によって保護すべきものであろう。そして国家はむしろ、個人の生命、身体、自由、財産を保護する機構としてのみその価値が認められるべきであろう。たしかに、民主主義的な憲法は、刑法による丁寧な保護に値するかもしれない。しかし、それとても結局は手段なのであって、自己目的ではないのである」と批判した。

個人的法益に対する罪 → 社会的法益に対する罪 → 国家的法益に対する罪の順序で、処罰規定を説明している。ただ、そのことは、個人的法益に対する罪の多くが、より身近であり、また、構造が比較的単純なため、初学者にもイメージしやすいものであること、したがって、その理解が容易であることとも関係しているといえよう。本書でも、その順序で、各犯罪類型を体系化した上で、検討の対象とする。

法益を基準とする処罰規定の分類・体系化は、解釈の指針を明らかにするという点で優れたものをもっている。ただ、**実際の法適用の場面における、規定相互の関連を意識させると**という点では不十分なところがある¹¹⁾。たとえば、財産犯（個人的法益に対する罪）と文書偽造罪（社会的法益に対する罪）とは、実際のケースではしばしば同時に問題となるが、法益の性質の違いに気を取られると、そのような密接な関わりが理解されないというおそれもある。法益の種類ごとに3つにグループ分けする伝統的体系にしたがって刑法各論を学ぶときには、とりわけ**各刑罰法規の間の相互の関連性に留意しなければならない**（そこで、本書を読み進めるにあたっては、特に、「**他罪との関係**」について説明する箇所に注目していただきたい）。

3 拘禁刑の創設——2022（令和4）年刑法一部改正

2022（令和4）年6月、国会において可決成立した刑法一部改正法（2022〔令和4〕年6月17日法律第67号）により、刑種としての懲役と禁錮が廃止され、これらに代替するものとして「拘禁刑」という名称の自由刑が創設された。これにより、従来、作業の法的義務を負うかどうかにより区別されていた懲役と禁錮の区別がなくなり、自由刑が単一化されるとともに（→総論614頁）、12条に新たに加えられた第3項において、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とされ、「作業」は刑罰の必要的な内容として課せられるのではなく、「指導」と並

11) そこから、生活領域別に、それぞれの社会問題に対する刑罰的規制を意識しつつ犯罪類型をグループ分けするという試みも行われている。たとえば、藤本英雄『刑法各論』（1972年）、西原春夫『犯罪各論〔第2版〕』（1983年）、平川宗信『刑法各論』（1995年）などが代表的である。

ぶ、受刑者の改善更生のためのものであることが法律上、明確化された。¹²⁾

この点の改正は、公布の日（2022〔令和4〕年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（具体的には、2025〔令和7〕年6月1日）における施行が予定されており、2023年12月末現在の時点で未施行であるが、本書においては、この改正法の施行を前提とした説明を加えることとしたい。

12) たしかに、短期の自由刑である拘留は残されるが、今回の改正により、新16条2項として「拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とする規定が追加され、刑罰内容は拘禁刑と統一化された。

PTSDと傷害 近年来、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を生じさせることが傷害罪や致傷罪にあたるかどうか議論されているが、裁判例のほとんどはこれを肯定している。最高裁も、不法に監禁した被害者においてPTSDを生じさせたというケース（ここでは、監禁致傷罪〔221条〕の成否が問題となった〔→163頁〕）において、再体験症状、回避・精神麻痺症状および過覚醒症状といった、**医学的な診断基準**において求められている**特徴的な精神症状が継続して発現していることからPTSDの発症が認められたという事実認定を前提として**、このような精神的機能の障害を惹起した場合も刑法にいう傷害にあたる²¹⁾とした。ただし、この判例が、医学的に承認された診断基準に該当することを常に必ず要求するものであるかどうかは明らかでない。

本質的な問題は、**刑法上の傷害にあたる被害が生じているかどうか**なのであるから、DSM-5やICD-11等の基準が絶対的なものとはなりえない（たとえば、症状の持続期間が1カ月に及んだか、それともそれより少し短かったかにより区別を設けることには理由がないであろう）。診断基準の項目を完全に充足しないとしても、行為との因果関係を特定できる、精神機能の障害を示す個別の諸症状が**一定の重さをもって認定されるのであれば**、これを傷害概念にあたる²²⁾とすべきであろう。

（4）新型コロナウイルス（COVID-19）と傷害罪

新型コロナウイルスに感染した者が、そのことを知りながら、マスクをつけずに、その事情を知らない相手方と一定の空間において会話や飲食等とともに行うことにより、その人をして感染症に罹患させたというとき、その行為に傷害罪の**実行行為と評価しうるだけの危険性**は（どのような要件の下で）認められ

以上経過した……時点で治癒していなかった。）、急性ストレス反応についてもその症状が1か月程度続いたというのであれば、強制わいせつの被害者が通常感じるような心理的ストレスは、強制わいせつ致傷罪にいう傷害に含まれないとしても、本件被害者の精神的傷害はこれを超える重篤なものであり、**同罪にいう傷害に当たるといふべきである**」として、強制わいせつ致傷罪（現在の不同意わいせつ致傷罪〔181条1項〕）の成立を認めた。

21) 最決平成24・7・24刑集66巻8号709頁。そのほか、強姦致傷罪（不同意性交等致傷罪）の成立を認めた高松高判平成29・10・26LEX/DB25548299、傷害罪の成立を認めた千葉地判令和元・6・26LEX/DB25563685などがある。

22) PTSDのような精神障害については、**直接に加えた暴行は身体傷害の結果を生じさせなかったが、犯罪の被害を受けたことによる恐怖等をとまなう体験を、被害者自身が想起し直すという心理的原因・過程により、間接的に精神障害が生じた場合の取扱いも問題となる**。また、**直接に実行行為が向けられた人ではなく、その現場に居合わせた人や知らせを聞いた人（たとえば、直接的な被害者の近親者）にPTSDの症状が生じたという二次受傷のケースの取扱いも問題となる**。

ラルなものとなった) こと, (ロ)性犯罪のうち特に重い類型(177条)とより軽い類型(176条)との間に, 合理的な区別が設けられるに至ったこと, (ハ)強制性交等罪・準強制性交等罪および強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪に加えて, それらと法的評価の上で同視できる新しい類型である監護者性交等罪・監護者わいせつ罪(179条)が設けられたこと, (ニ)強制性交等罪の犯人が強盗を犯した場合についても, 従来の強盗強姦罪と同様に処罰できる規定を設けたこと, (ホ)性犯罪の非親告罪化により, 性犯罪の立件・訴追が国の責任であることが明確化されるに至ったことである。

(4) 2023年における性犯罪処罰規定に関わる改正

現行刑法の性犯罪処罰規定は, 2023(令和5)年, 再び改正され, その根幹部分において大きく姿を変えることとなった(以下では, これを「2023年改正」という)。同年6月に国会で成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(2023〔令和5〕年6月23日法律第66号)により, 刑法, そしてそればかりでなく, 刑事訴訟法も一部改正され(なお, 同法附則20条には, 施行後5年が経過した段階での検討を求める「検討条項」が置かれている), 同時に, 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(2023〔令和5〕年6月23日法律第67号)という名称の単行法(以下では, これを「性的姿態撮影等処罰法」という)が誕生した(いずれの法律も, 刑事訴訟法の証拠能力の特則に関する規定〔刑訴321条の3〕および性的姿態撮影等処罰法の行政手続としての消去・廃棄の規定を除いて, 同年7月13日に施行された^{II)})。

その概要をまとめると次の通りである。刑法典の規定の改正としては, (イ)これまでの強制わいせつ罪および準強制わいせつ罪, そして強制性交等罪および準強制性交等罪の要件を大きく改め, これらを不同意わいせつ罪, 不同意性交等罪として規定し直したこと, (ロ)2017年の刑法一部改正後も, なお強制わいせつ罪の処罰対象とされた, 陰茎以外の身体の一部(たとえば, 手指)または物(たとえば, 性具)を膣または肛門に挿入する行為を, 重い類型の性的侵害行

II) 2023年に行われた刑法等の改正についての詳しい紹介と検討は, 法時95巻11号(2023年), 「2023年刑事法改正の焦点」有斐閣 Online(2023年10月30日公開), 刑ジャ78号(2023年)などで行われている。

薬物を飲ませて人の生理的機能を害しようと試みるのが暴行にあたる(→63頁)のであれば、それは通常の強盗罪(236条)の手段となりうる。したがって、本罪と一項強盗罪とは**法条競合(特別関係)**の関係に立ち、本条の規定が優先的に適用されることになる(→64頁)。もし財物ではなく財産上の利益が客体となる場合には、本罪は成立しえないから、二項強盗罪のみが成立することになる。

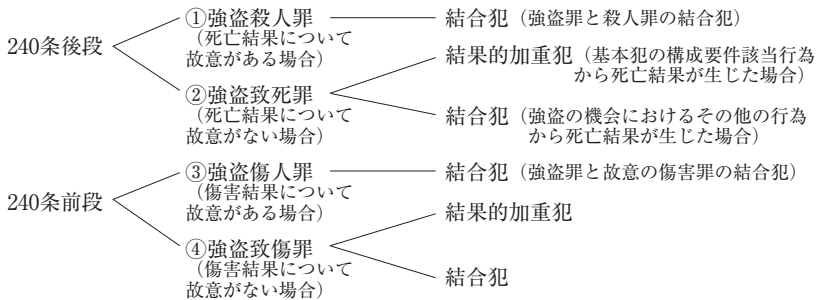
6 強盗致死傷罪, 強盗傷人罪, 強盗殺人罪

(強盗致死傷)

第240条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。

(1) 総説

本罪は、強盗犯人を主体とする犯罪である(したがって、これを身分犯⁴²⁾と解し、65条1項を適用して差し支えない〔→総論570頁注45〕)。240条は4つの構成要件を含む。すなわち、重い順に、①強盗殺人罪(死亡結果について殺意のある場合)、②強盗致死罪(殺意のない場合)、③強盗傷人罪(傷害結果について傷害の故意のある場合)、④強盗致傷罪(傷害の故意のない場合)である。これだけでも十分に複雑であるが、さらに、単なる結合犯の場合と結果的加重犯である場合の両方を含んでいる。



42) 大塚・226頁, 大谷・256頁, 佐久間・206頁。

講義刑法学・各論〔第3版〕

Lectures on Criminal Law – Specific Offences, 3rd ed.

2016年12月5日初版第1刷発行
2020年12月25日第2版第1刷発行

2023年12月25日第3版第1刷発行

著者 井田 良
発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>

装丁 高須賀優
印刷 大日本法令印刷株式会社
製本 大口製本印刷株式会社
装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2023, Makoto Ida.

Printed in Japan ISBN 978-4-641-13967-1

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

 本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、（一）社）出版者著作権管理機構（電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。